都留市の歴史(12)…近現代2…

二大戦争から近代化への時代～明治後期・大正期

日清・日露の戦争の時代

文明開化の波は、明治二十一年に市制町村制が公布されて地方自治の歴史の上で画期的なこととなった。その精神は、「隣保団結ノ旧慣」をふまえながら、「地方共同の利益」をいっそう増進し、「都市及町村ノ権義」を確立することにあった。

前号で記したように明治八年に誕生した新村であったが、この新町村制施行により、谷村は谷村町と改称することになった（明治二十九年三月七日）。明治後期の町村行政にとって大問題だったのは、日清・日露両戦争への対応であったろう。

日清戦争（明治二十七・二十八年）には村々から多くの兵士が従軍した。明治三十一年刊行の『軍人聯功録』に日清戦争従軍者名が挙げられているが、市域では宝村四名、谷村町七名、禾生村一名を数えることができる。その多くは激戦地であった金州・旅順口・蓋平・太平山・営口等の戦闘に参加している。したがって戦没者もまた何人かいたが、戦争が終わって兵士たちが故郷へ凱旋したときの歓迎祝賀会は盛大を極めたことが、当時の新聞に報道されている。

それから十年後の日露戦争（明治三十七・三十八年）になると、町村の戦時体制はさらに強化されていった。明治三十七年の盛里村の場合、その『事務報告』によると、在郷軍人は四十人、出征した者三十四人で、負傷して後送され、広島の病院で治療中の者四～五人とある。

明治末期のまちなみ（下谷地区）

村ではこれら出征兵士や入院戦傷病者に時々慰問状を出しており、また九月には兵軍人家族慰問会を組織し、会員は一ヵ月に二銭から十五銭の会費を拠出し、出征者の家族に応分の援助をしている。またこの時期の戦死者は四名で、その葬儀は十二月十八日に旭学校で行われている。だいたい、他の町村もこれと同様な対応をしているようである。すべては富国強兵の国是にそっての対応であり、このときから昭和二十年の敗戦に至るわが国の軍国主義時代が始まるのである。

近代化の大正時代

日露戦後から大正期にわたる時期に、南都留郡下の町村が抱えていた問題はどんなものであったろう。大正五年、同七・八年とたてつづけに南都留郡役所から郡下町村に指示事項が出されているが、その内容を大まかに整理すると、

①吏員や代用教員の増給と町村税の徴収、
②法制化されたばかりの罹災救助基金法や軍事救護法など有効な活用、
③学校設備の充実・医者の配置・図書館や通俗教育等を通じて健全な民風を作興する社会教育の充実、
④兵役関連事務の整備と地方と軍部との連携の緊密、
⑤神社合併の慎重対応と神職の優遇、
⑥耕地整理・拡張事業の着手や桑園・蚕種・広幅織物の奨励、
⑦造林事業の促進と利用開発、

などとなる。

これらはみな、明治維新から続いているわが国の欧米化・近代化政策の完結をめざしたものであろう。

臨時福祉特別給付金が支給されます

四月からの消費税率引き上げに伴い、老齢福祉年金の受給者等および高齢の低所得者の生活の安定と福祉の向上ならびに低所得の在宅ねたきり老人等に対する在宅介護の支援に資するため、臨時特例の措置として臨時福祉特別給付金が次のとおり支給されることとなりました。

支給の基準日

対象者把握は、平成九年二月一日です。

制度の内容

(1)臨時給付金

①臨時福祉給付金
支給対象者一人につき
１００００円
・老齢福祉年金、特別障害者手当等の年金手当受給者（生活保護受給者、社会福祉施設入所者を除く）

②臨時介護福祉金
支給対象者一人につき
３００００円
六十五歳以上のねたきり、または痴呆の者で常時介護を要する状態が六カ月以上継続の市民および特別障害者手当受給者等で平成八年度分の市民税所得割が課税されなかった方（本人が扶養になっている場合には、扶養している方が市民税所得割が課税されない方）（社会福祉施設入所者。病院、老人保健施設に継続して三カ月を越えて入院（入所）している市民を除く）

③臨時特別給付金
支給対象者一人につき
１００００円
六十五歳以上の市民で、平成八年度分の市民税の非課税の方（本人が扶養になっている場合には、扶養している方が市民税の非課税の方）（生活保護受給者、社会福祉施設入所者を除く）

(2)生活保護受給者に対する一時金
支給対象者一人につき
１００００円

(3)社会福祉施設入所者等に対する一時金
支給対象者一人につき
１００００円

支給方法

(1)臨時給付金の申請・支給
申請書の提出が必要です。六十五歳以上等の市民には申請書類を三月五日までに郵送しますので該当する方は三月十日までに申請書に必要事項を記入、押印のうえ、地区民生委員へ提出してください。
申請書提出後、受給資格が認定されますと民生委員より四月以降に直接支給します。

(2)生活保護受給者に対する一時金は、生活保護の一環として基準生活費に一時金を加算。

(3)社会福祉施設入所者（特別養護老人ホーム等）等に対する一時金は、措置費（入所生活費）に加算。

問合先　市福祉事務所　老人福祉係